

<論 説>

1910年代朝鮮における農事改良政策と在村地主層

松 本 武 祝

はじめに

植民地権力—地主—農民という三者間の経済的政治的な結合／対抗関係を明らかにすることは、植民地期朝鮮農業研究において最も重要な課題のひとつである。これまでの研究においては、以下のような点がほぼ通説となっている⁽¹⁾。①「産米増殖計画」に積極的に呼応する朝鮮人「新興地主」層の出現、②地主—小作農間の階級対立の深刻化にともなう小作争議の頻発、③民族主義や社会主義の影響を受けた農民運動の展開、という一連の変化が1920年代に起こり、その結果「新興地主」を中心とする朝鮮人地主は自らの階級的利害を保全するために植民地権力にすり寄っていった。そして、1920年代中葉には「朝鮮総督府と朝鮮人地主との政治的連合」が成立し（1926年「朝鮮農会令」施行がそのメルクマール）、朝鮮人地主は「植民地支配の社会的支柱」としての役割を担ってゆく、という理解がそれである。

この課題に関する研究は、主として1920年代以降を対象としてなされてきたが、近年、1910年代に関してもいくつかの注目すべき研究がなされている。まず、当該期の「米作改良政策」を体系的に論じた鄭然泰氏は、「日帝の農業改良政策が基礎としていた明治農法体系は韓末以来朝鮮人地主階級が追求してきた農業改良論と一致することから地主階級一般に拒否感なく受容された」、そして「1910年代農政は総督府権力と植民地地主階級の政治的・経済的癒着をもたらす機能を果たした⁽²⁾」と指摘している。また、全羅南道の一地域の詳細なモノグラフを著した洪性讚氏は「日帝初の地主会が(は)、単純な農事団体ではな

く、義兵闘争と強占を経たのち日帝と韓国人地主層が、一方は統治の必要から、もう一方は、小さくは地主経営に必須の権力確保のため、大きくは従来から追求してきた地主的方向からの近代化論と符合した農業政策という点において、それぞれの利害が一致を見て設立された団体であった⁽³⁾と論じている。

両氏の指摘は、総督府の農業政策に呼応した朝鮮人地主の存在を明らかにすることによって、1910年代の農事改良政策が暴力的な強制によって実施されたことを強調する従来の理解（いわゆる「武断政治」期の「サーベル農政」）に対する見直しを迫っている。ただし、両氏の立論においては、「朝鮮総督府と朝鮮人地主との政治的連合」が、従来言われてきた1920年代にではなく、すでに1910年代には成立していたことになる。しかしそれだと、今度は、冒頭で述べた1920年代の変化の画期性が明瞭でなくなってしまう、結果的には1910年代固有の歴史的特質を軽視した議論になっていると考えられる。

本稿では、1910年代において朝鮮総督府による農事改良政策を積極的に受け入れていった階層を朝鮮人地主の中から析出することを第一の目標とする。それは、鄭・洪両氏の指摘を筆者なりに具体化しようとする試みである。そして第二に、一方でその階層の歴史的出自に見通しをつけ、他方で1910年代から20年代にかけての当該階層の農村社会における役割の変容過程を分析することで、冒頭で述べた三者間の結合／対抗関係の1910年代に固有の特質を剔出しようとする。

1. 「篤農家」の分析

1910年代の農事改良政策において、総督府は、その財政的制約のために積極的な財政出動をとまなうような利益誘導的手法をとることができなかった。当時は、主たる政策手法として、技術員や巡回教師（そして周知のように、警察機構がこの隊列に加わった）の派遣あるいは講習会の開催を通じての技術指導、そして各種品評会を通じての農事改良奨励が重要視されていた。

1916年度の数値を例に挙げると、⁽⁴⁾「農事講習伝習」（普通農事、蚕業、畜産の合計）は1年間に長期108ヶ所・短期7,871ヶ所で開催されており、そこでの修

了生数はそれぞれ1,772名, 49,106名に及んでいる。また, 郡単位(一部複数郡による開催あり)での「農産品評会」が同年度中にあわせて316ヶ所で開催され, その総出品人員・入場人員はそれぞれ20万名弱・100万名強に達している。

なお, 1910年代には, 一定面積以上の農地を所有する地主を構成員とする「地主会」が郡単位に組織されていった。「地主会」は, 概ね, 郡守が会長を兼任しかつ郡庁内に事務所が置かれるなど,⁽⁵⁾ 半ば官製団体であった。「地主会」の主要な事業もまた, 技術員設置や講習会・品評会開催などを通じた農事改良の推進であった。⁽⁶⁾

ところで, 1910年代の農事改良政策の中心的課題は米作改良であった。そのために総督府は, 「優良」品種の普及, 乾燥調整の改良, 灌漑水の供給, 施肥の奨励という4つの目標を掲げた。

ただし, 米作改良政策においてもまた, 財政的制約のために, 多額の財政支出を伴うことのない政策手法のみが追求されていくこととなった。⁽⁷⁾ 農事改良政策に本格的な財政支出がなされるようになるのは, 1910年代末以降のことである。結果的に, 「灌漑水の供給」に関しては, 地域農民の労働力使役を前提とする在来水利施設の改修事業を実施するにとどまった。⁽⁸⁾ また「施肥の奨励」については, 肥料輸移入額の増加や農民経営の商品経済化深化への懸念といった配慮から, 当該期には金肥の消費に対してはむしろ抑制策がとられ, 堆肥・緑肥などの自給肥料の奨励が行われた程度であった。⁽⁹⁾

結局, 上記の4つの米作改良事項の中で1910年代に最も顕著な「成果」を挙げたのが, 「優良」品種の普及事業であった。水稻「優良」品種(そのほとんどが日本種)の普及率は, 作付け面積比率で1912年の2.8%から1920年には57.5%へと短期間のうちに急伸している。⁽¹⁰⁾

「優良」品種普及のために総督府は, 上記の講習会や品評会の実施に加えて, 「優良」品種普及のためのルート作りに着手している。すなわち, 中央に勸業模範場を, 各道に種苗場を, そして郡以下に苗場・採種畝をそれぞれ設置したのである。多くの「地主会」もまた採種畝を経営して「優良」品種普及に補助的な役割を果たした。

こうした、行政・半官製機関に混じって、1910年代には「篤農家」(京畿・全北・咸北)、「大地主」(全北・全南)、「模範農」(平南・平北)、あるいは「個人」(忠北)といった個人の事業による採種畝が設置されている。⁽¹¹⁾1922年に始まった「種子更新計画」が郡採種畝→面採種畝→一般農民という地方行政上の経路を通じて一元的・系統的に実施されたのとは対照的である。そこで以下では、「篤農家」という言葉を手がかりに、「優良」品種普及をはじめとして1910年代の米作改良に積極的に関わっていったとおもわれる階層を析出してみたい。

表-1は、忠清北道が「篤農家表彰規定」にもとづいて1911年に表彰を行った24名の「篤農家」の一覧である。階層としては郡内トップレベルの資産家(#3・10・11)から「中等ノ自作農」(#13・14・18)までかなり多岐にわたっているものの、勤儉および農事改良実践がその「業績」として評価されている点でほぼ共通している。

「篤農家」の評価基準として勤儉が強調された理由としては、「勤労節約」や「勤儉貯蓄」が強調された「明治農政」期の農政思想⁽¹²⁾の影響をまず指摘することができる。加えて、「農民ハ古来単ニ天恵ニ依頼シテ人力ニ由ル利用ノ方法ヲ閑却シ……」⁽¹³⁾といった朝鮮農民に対する総督府官僚の偏見的認識が、それを増幅したと思われる。なかでも、#16に対する指摘に見られるように、資産家(とりわけ両班地主)＝不在寄生地主というイメージの対極的な存在として、地主でありながらも自ら(あるいは#3・23のように「雇人」とともに)農業にも従事している在村耕作地主が、望ましき人物として顕揚されている。これらの3名以外にも#7・8・10・11が在村耕作地主であった可能性が高い。さらに、「朝鮮農家ノ多数ハ小作及ビ大地主ノ二階級ニ分タレ……所謂社会組織ノ中堅ヲ欠如シ……自作農民ヲ保隆護シ若ハ増殖セサル可ラス」⁽¹⁴⁾という自作農保護政策上の脈絡においても、勤儉貯蓄を通じた「社会組織ノ中堅」の維持が重要視されていたと考えられる。この点に関わって、本表中8名(#1・4・7・10・11・15・17・21)は、「貧家」に生まれながらも「精励」によって資産の蓄積を成し遂げた人物として紹介されている。

ただし、総督府の農業政策上の課題からいえば、農民の勤儉はそれ自体が政

表-1 忠清北道「篤農家」一覧 (1911年)

No.	氏名(年齢)	居住郡	勤 儉	改 良 農 法	模 範	備 考
1	延秉恒(43)	清安郡	○	○	○	
2	姜鼎潤(80)	延豊郡	○	○	○	
3	李沢栄(33)	延豊郡		○	○	「本郡第一流ノ両班」「雇人ニ伍シテ……労役ニ服ス」
4	崔柄斗(46)	永春郡	○	○	○	「洞中第二ノ資産家」
5	許 檀(62)	永春郡	△			「付近農民ヲ指導」
6	嚴頭寔(67)	永春郡	○			
7	裴守京(59)	永春郡	○	○	○	「壯年巡校ノ職ヲ奉シ」
8	朴洵述(37)	懷仁郡	○	○	○	「両班ニシテ財産ヲ有シ」
9	嚴柱憲(49)	忠州郡		○	○	「里長ノ職ニ在ルカ里民ノ心服厚ク」
10	申喆模(88)	沃川郡	○	○	○	「郡内一流ノ富農」「里民ヲ鼓舞激励」
11	金基栄(85)	沃川郡	○	○	○	「郡内屈指ノ資産家」
12	柳遠大(62)	清風郡	○	○	○	
13	劉載河(37)	清風郡	○	○		「中産ノ自作農」
14	朴基鉦(46)	清風郡		○	○	「中産ノ自作農」
15	宋敏圭(65)	報恩郡	○	○	○	
16	安孝舜(73)	報恩郡		○	○	「普通朝鮮富家ノ無為徒食ナルノ比ニ在ラス」
17	兪致舜(58)	報恩郡	○	○		
18	裴璃煥(58)	永同郡			○	「中等ノ自作農」
19	張錫勇(57)	永同郡		○	○	「付近農家ニ感化ヲ及セリ」
20	金濟鵬(?)	陰城郡		○	○	
21	李豊雨(38)	清州郡		○	○	「里民之ニ倣ヒ」
22	呉基正(40)	黄澗郡		○	○	
23	徐璋勳(60)	黄澗郡	△			「雇人小作人ヲ率ヒ」「付近農民ヲシテ之ニ倣ハシム」
24	徐相善(54)	黄澗郡		○		「官庁ノ指導ノ如キハ本人先ツ之ヲ実行シテ一般ニ普及スル」

<資料>『朝鮮彙報』大正元年2月号, 80~83頁より作成。

<註>△印は「勤儉」ではなく「勤勉」と記述されていることを示す。

策目標ではなく、総督府が提示した農事改良のメニューを農民が勤儉という日常的な生活指針に基づいて実行してゆくことがより重要であったであろう。⁽¹⁵⁾ 農事改良それ自体への取り組みが、勤儉とならんで「篤農家」としての評価基準

として強調された所以である。

農業経営を自ら行うことで農業の知識や技能をあらかじめ蓄積していることが農事改良にとっては不可欠の前提となるという判断から、総督府は在村耕作地主の存在に注目したと考えられる。また、一般農民と比べれば、新技術導入にともなう危険負担増に耐え得るだけの経済的基盤（資産）を兼ね備えていたであろうことも、彼ら（女性経営主はごく希な存在であったと考える）の評価を高めたもうひとつの要素であったと思われる。

こうした「業績」を挙げた「篤農家」のほとんどに対して「他の農家の模範である」といったたぐいのコメントが付されている。このコメントは、二つの文脈で捉えることができよう。ひとつは、「篤農家」の行動を周辺の農家は見習うべきであるという総督府側の意向表明であり、もうひとつは、彼らの存在が実際に周辺農家に「模範」として影響力を及ぼしているという報告としてのコメントである。ここでは、#5・9・10・19・21・23・24に対するコメントに見られるように、「篤農家」の行動が周辺農家に対して実際に一定の影響力を及ぼしていたと思われる点に注目しておきたい。

次に表-2は、1915・16年に『朝鮮彙報』誌上に紹介された朝鮮各道の「篤行者」のうちで農事改良に関わる業績を挙げた朝鮮人のみをピックアップしたものである。上の「篤農家」と同じ類型の人物たちを捉えて差し支えないと考える。

まず、本表に登場する人物の経済的階層を検討すると、「優良」品種配布や小作人の組織化といったかたちで自己の小作人との関わりが明確なのが9名（#3・4・5・7・10・11・12・13・18）あり、彼らは当然地主ということになる。#2・8も役職から見て地主であったことはほぼ間違いない。したがって、本表20名中、少なくとも11名は地主であると確定することができる。他の9名については確定が困難であるが、表-1の事例から類推して、地主または自作農層（ただし、#16は小作農あるいは自小作農であろう）に属していたと思われる⁽¹⁶⁾。

本表において特徴的なことは、まず、20名中14名が「優良」品種の試作を自ら行っているという点である（ただし、水稻以外に麦、大豆あるいは桑の「優良」品

表-2 朝鮮人「篤行者」の農事改良に関わる事業一覧

No.	氏名	住所	優良品種			農民組織化			備考(役職など)	
			試作	配布・奨励		小作人	地域			組織名
				小作人	洞里		近隣等	面		
1	金鐘翁	忠南扶余郡					○	勸業契		
2	沈相冕	忠南天安郡	○		○				金組組合長・郡参事	
3	尹志炳	忠南論山郡	○	○	○					
4	宋秉直	忠南論山郡	○	○	○		○	信用組合・農事改良契	郡参事・金組評議員	
5	李基升	忠南瑞山郡	○	○		○		小作人契	弟が元郡守	
6	金商琦	忠南論山郡	○		○					
7	金学洵	全南順天郡	○	○	○				地主会副会長	
8	金肯鉉	全南長城郡	○							
9	金東鉉	全南羅州郡	○		○		○	共同耕作地		
10	金禎泰	全南光州郡				○		金家小作人組合	郡守	
11	金明玉	慶北清道郡				○		小作人講話	金組評議員・地主組合員	
12	朴喜彰	慶北金泉郡	○	○		○		小作人信用組合	地主組合員	
13	李豊煥	慶北榮州郡	○	○	面		○	巡山契, 参業組合(面)	郡参事	
14	姜信黙	慶北聞慶郡	○		○		○	夜業会		
15	成泰根	慶南昌寧郡	○						森林組合長	
16	張碩鳳	慶南昌寧郡			○				国有地小作人組合長	
17	李益燮	平南順川郡					○	矯風会・副業貯蓄組合		
18	文広魯	平南中和郡	○	○	○		○	副業貯蓄組合		
19	李鎮洙	咸北明川郡	○				○	洞契(貯金)・里契(植林)	面内中流の地位	
20	朴秉権	咸北富寧郡				面	○	洞契・部落共同植林	元面長	

<資料> 『朝鮮叢報』 大正4年6月号, 同7月号, 同8月号, 同10月号, 同12月号, 大正5年1月号, 同2月号, 同3月号, 同4月号, 同5月号, 同6月号, 同7月号より作成。

<注> 「近隣等」欄中「面」とは、面を範囲とした配布・奨励事業を指す。

種の試作者をも含めて記載してある)。しかもそのうち9名は上で示した11名の地主層に属している。この点からも農事改良に積極的に取り組む農業者とりわけ在村耕作地主に対して総督府が高い評価を与えていたことが確認できる。

そして、表-1の「篤農家」がそうであったように、彼らの多くは「優良」品種栽培を他の農民に積極的に奨励している。すなわち、14名の試作者のうち、自己の小作人に試作した種子・苗木を配布したりあるいは栽培を奨励したりしていたのが7名(#3・4・5・7・12・13・18)、洞里内で配布や奨励をしていたのが5名(#4・6・7・14・18)、面内で配布や奨励をしていたものは1名(#13)、そして、領域は確定できないものの、「近隣」などへの配布や奨励を行っていたものが4名(#2・3・6・9)となっている(重複分を除いて総計11名)。また、その他に2名(#16・20)が、試作の有無は不明ながら「優良」品種栽培の奨励を周辺農民に行っている。こうした農事改良事業とあわせて、洞里農民や自己の小作人に対して勤儉貯蓄を強調・奨励したという報告も9例に及んでいる(#2・4・9・10・12・14・17・19・20)。このように、「篤行者」による農事改良や勤儉貯蓄の奨励は、地主—小作関係あるいは洞里などの地縁関係といった具体的・日常的な面接関係を媒介として実施されていったことがわかる。

さらに、これら「篤行者」の主導によって、農事改良、勤儉貯蓄、金融、山林管理あるいは副業などを奨励するための様々な組織が作られている。これらの組織のうち、9件(#1・4・9・13・14・17・18・19・20)は洞里を領域としたもので、件数としては最も多い。これに対して面レベルでの組織の事例は一例にとどまる。なお、1915年に忠清南道長官の小原新三は「管内未だ面として、特に著く優良なるものを挙げ得ざるは、まことに遺憾とする所に有之候得共、……里の内には、注目に値するもの少なからざるは、真に愉快に不堪所⁽¹⁷⁾」と報告している。この時期、面よりもむしろ洞里のほうが「自治的」な結合力が強かったことを示唆する指摘として興味深い⁽¹⁸⁾。

以上のような地縁組織とは別に、自己の小作人を対象とした組織として4件の事例(#5・10・11・12)が報告されている。この4件の地主の内、#5は1918年の「小作人契」契員数が1,597名⁽¹⁹⁾、#10は報告時の所有田畝が2,800斗落

(1斗落=200坪で換算すれば約185町歩), その小作人数が586名に及んでいる。また#11は「郡内有数の資産家」と指摘されている。⁽²⁰⁾ #12の地主としての規模は不明だが、地主組合員であることから郡内トップレベルの地主であったと思われる。以上のように、小作人の組織化を試みた地主は、いずれも郡内屈指の大地主層に属していた点が、その特徴となっている。

こうした洞里農民や小作人の組織化は、当時総督府が政策的に推進した課題でもあった。まず、洞里レベルでの農民組織化の試みに関しては、「古来朝鮮に行はれたる呂氏郷約を経とし内地に於て行はるる産業組合及報徳社を緯としたる洞約規則を規定し……今や道内全洞里に互り之が設立を見ざる所なきに⁽²¹⁾至」った咸鏡北道の「洞契」の例が有名である(#19・20の事例にもその「成果」が見いだせる)。#17にみられる「矯風会」は、総督府が唱導した「民風改善」団体(前述註15参照)が洞里レベルで設置された事例であると思われる。この他にも、道が奨励した洞里レベルの類似団体として、管見の限りでも、忠清南道の「振興会」、全羅北道の「貯穀契」、平安北道の「平安北道洞約」、咸鏡南道の「咸南勤儉貯蓄契」といった事例を挙げることができる。⁽²²⁾

他方、小作人の組織化に関して総督府は、「地主ト小作人トハ正ニ親子ノ関係ニ等シキモノ⁽²³⁾」といった観点から、地主による温情主義的な小作人保護の必要性を強調していた。各郡の地主会はその方針を受けて、地主会が直接に管内小作農に対して「改良農法」奨励、「小作米品評会」あるいは「優良小作人表彰」を行ったほか、地主会会員に対しても、「小作人会」「小作人懇話会」「小作人信用組合」を設置したり「小作米品評会」「小作人表彰」を行うことを奨励している。⁽²⁴⁾ なお、#11による小作人に対する「耕作上の講話」および#12の「朴喜彰小作人信用組合」は、いずれも「地主組合員講習会」の受講を契機に始められたものであったという。⁽²⁵⁾ また#5は、「瑞山郡地主会に於て決議したる事項に基づき⁽²⁶⁾」、⁽²⁶⁾「小作米品評会」を実施している。

以上の事例分析を通じて、総督府の農業政策に呼応して自らが勤儉と「改良農法」を実践し、しかも洞里単位で農事改良や勤儉貯蓄を主導したりあるいは自己の小作人を組織してそれらを奨励してゆく在村耕作地主を、当時の「篤農

表-3 農家経済調査の「上農」に関する集計値

	耕作地主	自作農	自小作農
戸数 内訳	9 南部6 北部3	6 南部2 北部4	3 南部2 北部1
所有畝 (反)	77.4	10.9	16.5
所有田 (反)	27.4	17.4	7.9
合計 (反)	104.8	28.3	24.3
経営畝 (反)	9.0	10.9	43.7
経営田 (反)	16.6	16.9	6.2
合計 (反)	25.5	27.8	49.8
家族人数 (人)	11.1	7.3	8.7
家族労働力 (人)	3.0	2.8	4.0
常雇人数 (人)	2.0	1.2	1.7

<資料> 梶村秀樹「1910年代朝鮮の経済循環と小農経営」中村哲ほか『朝鮮近代の経済構造』日本評論社、1990年、237・238頁より再集計。

<注>1) 個別事例の報告のみを対象とし、複数事例の平均値が示されているものは除外した。

2) 京畿・江原両道以南7道を南部、ほかの6道を北部とした。

家」の典型として措定することができると思われる。

さて、ここで問題となるのは、こうした「篤農家」としての在村耕作地主が当時の朝鮮農村にどの程度存在していたのか、という点である。当時の統計上では、周知のように「所有地ノ大部分ヲ小作セシメ一部ヲ自耕作スル者」が地主(乙)として掲載されている(ただし、1916~1932年間のみ)。たとえば、1920年には地主(乙)戸数は朝鮮全体で7万5千戸強であった。7万5千弱あったといわれる洞里(「併合」後に行政洞里として統廃合される以前から存在してきたもの)数と対比すると、1洞里には平均すれば1戸強の地主(乙)が存在していたことになる。

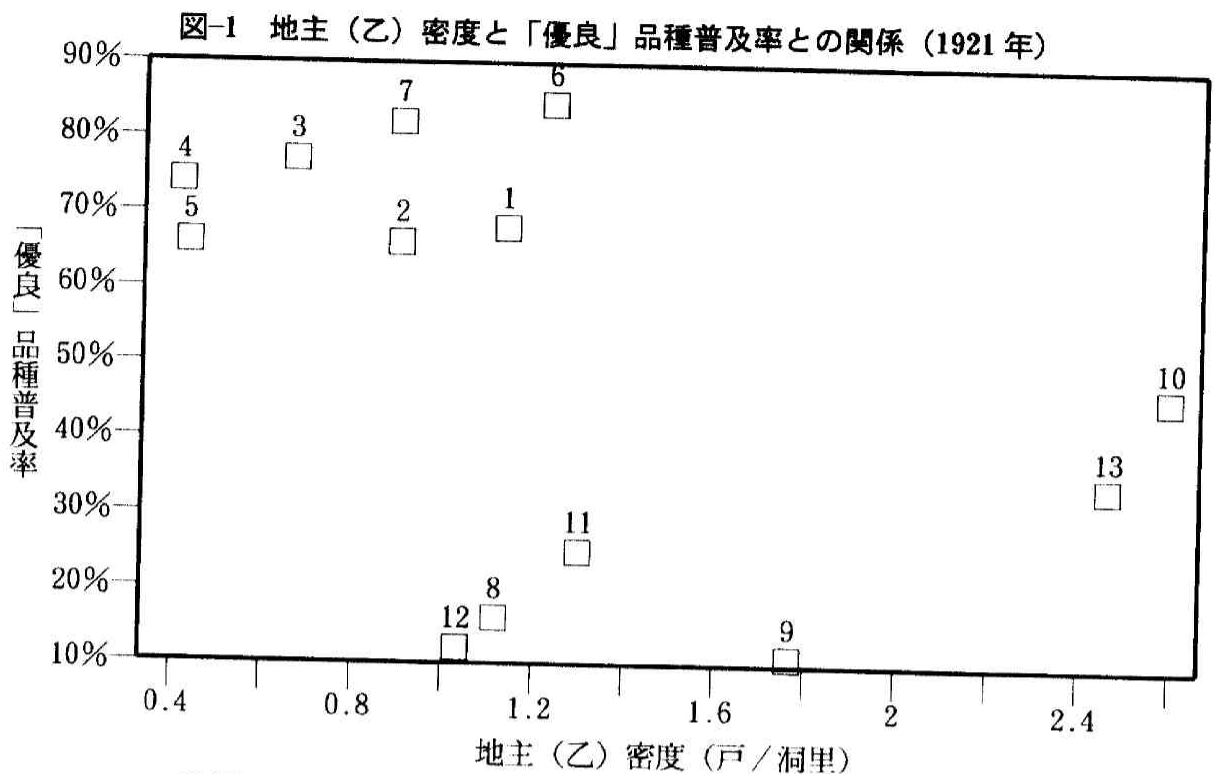
つづいて、在村耕作地主の所有・経営規模を検討してみたい(表-3)。1910年代初に『朝鮮農会報』などに掲載された農家経済調査事例に関しては、すでに梶村秀樹が詳細な分析を行っている。そのうち「上農」に関する数値を再集計したものが本表である。なお、ここでの「上農」とは、ひとつの洞里内におい

て「純地主を除いてもっとも⁽²⁸⁾富裕」と調査者が判断した農家である。

「上農」の個別事例 18 戸のうち、耕作地主はその半数の 9 戸に及んでいる。残りは自作農が 6 戸、自小作農が 3 戸である。これら三者のなかでの耕作地主の特徴を見ると、第一には所有面積が他の二者を圧倒して大きいこと、第二には、経営面積は自小作農には及ばないものの自作農とはほぼ同一水準にあること（自作農に比べて耕作地主の事例が南部中心であることを勘案すれば、実質的な経営規模はむしろ大きいといえる）、第三には、家族労働力と常雇人数は自作農を上回っており、常雇人数だけだと自小作農をも上回っていること、を指摘することができる。

本表を見る限り、「上農」としての在村耕作地主は豊富な家族労働力や雇用労働力を基盤に農業経営を行い、そこからえられた余剰をもって土地集積を遂げた（遂げつつある）農家として類型化することができる。表-3 の事例がどれほど普遍化に堪えうるものなのかは不明であるが、ひとつの見通しとして、あえてここでの数値を一般化すると、1 洞里に平均して 1 戸ほど存在していた地主（乙）のうち、その半数は洞里内最上級の「上農」として積極的に農業経営に携わっていた、という想定が可能となる。

さらに、これら地主（乙）の農事改良への関わりの度合いを検証するために、図-1 を作成した。本図は 1921 年時点での地主（乙）の「密度」（＝1 洞里当たり平均戸数）と米穀「優良」品種普及率とを道別に算出して、両者の相関関係を見たものである。1921 年には「優良」品種の普及率は朝鮮全体ですでに 62% に達しており、⁽²⁹⁾ 気象条件や耕地条件など、さまざまな要素が普及率を規定する要因としてすでに作用し始めていたことが容易に予想できる。したがって地主（乙）密度の規定性だけを抽出することは困難となる。ここでは、諸要因のなかでも特に影響力が大きかったと考えられる気象条件を差し引いて検討するために、地域的な配置に留意して 13 道をグループ分けしてみた。京畿忠北（図中 #1・2）、南部 5 道（#3・4・5・6・7）、および北部 6 道（#8・9・10・11・12・13）という 3 グループがそれである。そして、南部 5 道と北部 6 道それぞれのグループ内では、強度には差があるもののいずれも、「優良」品種普及率との間に正の相



<資料>鄭然泰前掲論文 446 頁, 朝鮮総督府農林局『朝鮮ニ於ケル小作ニ関スル参考事項摘要』1934 年, 49~61 頁および朝鮮総督府『朝鮮に於ける農村振興運動の実施概況と其の実績』1940 年, 5 頁より作成。

<注>図中数字は以下の道を示す。

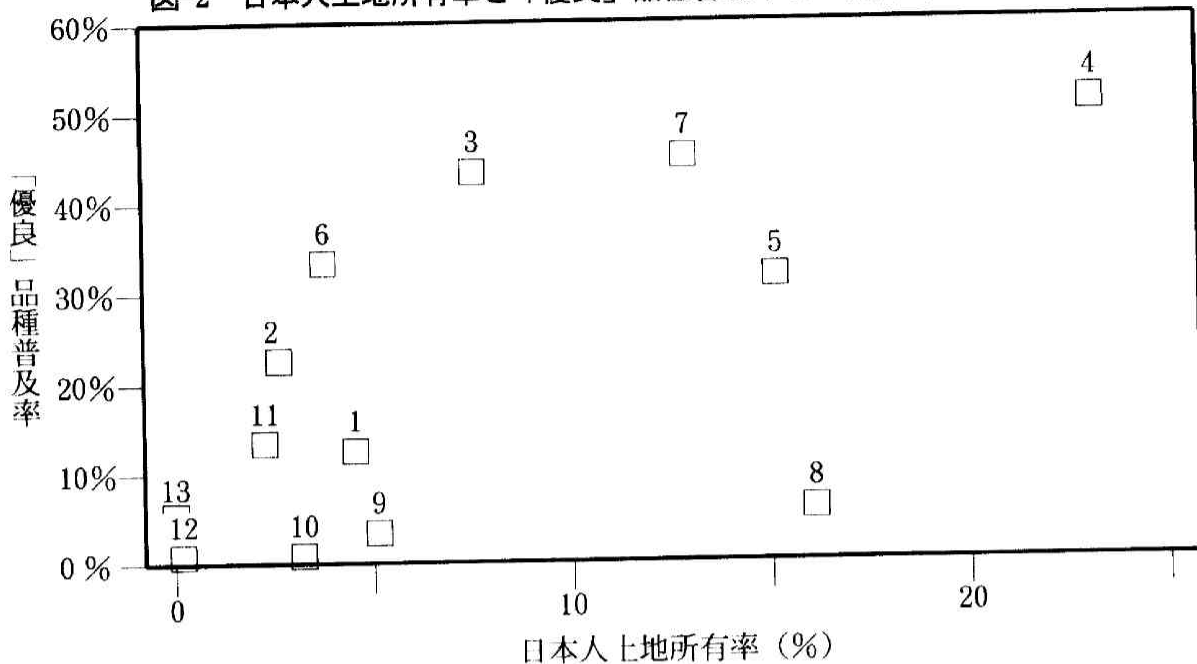
1 = 京畿 2 = 忠北 3 = 忠南 4 = 全北 5 = 全南 6 = 慶北 7 = 慶南 8 = 黄海 9 = 平南 10 = 平北 11 = 江原 12 = 咸南 13 = 咸北

関関係があることが認められる（前者； $R^2=0.874$ ，後者； $R^2=0.624$ ）。

さらに、図-1 と対照するために、図-2 では 1915 年における日本人畜所有面積比率と米穀「優良」品種普及率との相関関係を示してみた。本表からは、両者の間に正の相関関係があったことが認められる（ $R^2=0.490$ 。なお、黄海<図中 #8>を異常値として除外すると $R^2=0.589$ となる）。

以上の二つの図から、1910 年代朝鮮での米穀「優良」品種の普及過程において、その前半では日本人地主が主導的な役割を果たしたのに対して、後半にはむしろ朝鮮人地主（乙）（厳密には地主（乙）には日本人も含まれてはいるが、朝鮮人のそれと対比して無視しうる数値であったと考えられる）が積極的な役割を果たした、という推論を導き出すことができる。この点に関連して、すでに鄭然泰氏は「1910 年代後半には日本人の土地収奪が弱かった慶尚道とくに慶北地域の（「優良」品種：引用者）普及率がむしろ先頭を走っていた」という事実を指摘し、

図-2 日本人土地所有率と「優良」品種普及率との相関 (1915年)



<資料> 鄭然泰前掲論文 446 頁および朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』1915 年度版, 106 頁より作成。

<注>1) 日本人土地所有率=総畝面積に占める日本人所有畝面積比率。
2) 図中数字は図-1 脚注に同じ。

「朝鮮人地主階級も品種改良に積極的に対応してゆくようになった」と指摘している。⁽³⁰⁾ これまでの分析によって、さらに具体的に、「朝鮮人地主階級」のなかでも特に在村耕作地主が「優良」品種普及に「積極的に対応」していったという推定を付け加えることができたと考える。

なお、図-1 に関連して、地主(乙)の「密度」の指標として「耕地面積 100 町歩当たり平均戸数」を用いて先と同じに優良品種普及率との相関関係を観察すると、南部 5 道、北部 6 道ともに「優良」品種普及率との間に正の相関が認められる。⁽³¹⁾ ただし、 $R^2=0.785$ (前者)、 $R^2=0.363$ (後者) となって、上記の場合より、いずれも当てはまりが悪くなる。在村地主の影響力の強弱が単なる空間の物理的な広がりによってではなく、洞里という社会的領域によって規定されていたことが間接的に示されたと考える。さらにいえば、それは、在村地主が「優良」品種普及を試みた際には、洞里内にすでに成立していた在村地主—農民間、あるいは農民同士の間の日常的面接関係が有効に機能していたことを示唆している。

以上、表-3 や図-1 の分析を通じて、1910年代の朝鮮農村においては、総督府が表彰したような少数の「篤農家」ばかりではなく、農事改良や勤儉貯蓄に自ら取り組み周辺農民（とくに洞里内の農民）に影響を及ぼした在村耕作地主が広範に存在していたことを確認できたと考える。

2. 在村耕作地主層の出自

張矢遠氏は、李朝末期から植民地期にかけての「朝鮮人大地主の成長系譜」（ここでの「大地主」とは50～100町歩以上の耕地を所有する地主を指す）として、「商人・高利貸出身」「中間管理人出身」「官僚出身」と並んで、「農民・中小地主出身」すなわち「農業自耕を通じて中小地主に成長しそれを基礎にさらに大地主になるケース」を措定し、4つの個別事例を紹介している⁽³²⁾。大地主にまで成長するケースは少数にとどまったであろうが、「農業自耕を通じて中小地主に成長」して耕作地主の形態をとるケースはかなり一般的なことであったと考えられる。

1901年の「光武量案」の分析からも、李朝末期段階での在村耕作地主層の存在が確認できる。まず、李栄薫氏の忠清南道石城郡瓶村面「量案」分析による⁽³³⁾と、当該面内に2結以上の耕作面積を持つ人物が22名存在したが、そのうち2名は、それぞれ13結強・23結強を所有し、いずれも2結強の経営を行って残りを借地に出す両班地主であった。この2名をあわせて13戸程の「挟戸」を保有しており、これらの労働力を使役して自家の農業経営を行ったと考えられる。この2名ほどの所有面積はないものの、他に3名が耕作地主として1結以上の貸与地を所有している（ただしこのうち2名には借入地もある）。耕作面積が2結を下回る人物まで含めれば、耕作地主の数はさらに増えるはずである。

また、李世永氏による同じ忠南の扶余郡縣内面「量案」の分析による⁽³⁴⁾と、面内の2結以上の土地所有者8名の内、最大所有者は12結強を所有して9結強を貸し出し、のこり3結強を自作する耕作地主である。彼も3戸の「挟戸」を保有している。この他には、3名が1結以上の貸与地を所有し、1結弱～3結強の自作地経営を行っている（うち2名は「挟戸」を1戸ずつ保有）。

以上2つの「光武量案」分析事例を通じて、忠清南道では20世紀初の段階において在村耕作地主とよびうる農家が、その内部に階層性をはらみつつ、ひとつの面に少なくとも数名のオーダーで存在したことが確認できた。

在村耕作地主の存在それ自体は、さらに18世紀末から19世紀初にまで遡って確認することができる。すなわち、丁若鏞の農業経営論を検討する中で安秉直氏は、「大中規模の地主はその数がきわめて少なかったのに対し、一郡県でも数百の小地主が存在した」「この小地主たちが朝鮮後期の土地所有関係において中心的な位置を占め」た、という指摘をおこない、さらに「この小地主たちはたいていが地主自作農だったようだ⁽³⁵⁾」と推定している。そしてより具体的に、18世紀末～19世紀初における丁若鏞家をはじめとした在地両班地主による「地主自作」経営が、小作地貸与、奴婢労働力による自給的穀作および家族労働力による商品作物栽培という3部門より構成され、それらの収入によって両班としての生計と儒業の維持を⁽³⁶⁾図っていたことを論じている。

李朝後期に、労働集約的な農業技術の普及にともなって小農民経営が農村での支配的な生産様式となって以降は、上層農民にとっては自家労働力および数名の従属的他人労働力によって耕作可能な面積以上の耕地は小作に出すのが一般的な行動様式となったといえる。また、中小地主は、小作料収入の不足あるいは不安定性を補うために自ら農業経営を行う必要に迫られていたと思われる。他方で18・19世紀には、「党争や蕩平策実施以後、中央政界から脱落したり官界進出に挫折することで郷村に土着化した士族集団としての両班⁽³⁷⁾」が多数発生していった。そして彼らが、在村耕作地主の主要な構成員となってゆく。加えて、同じ時期に農村での商品経済化が進展し、それにもともなっていわゆる「庶民地主」が成長してくる。「庶民地主」の一定部分も耕作地主層として存在していたであろう。

以上のように、在村耕作地主層の存在は18世紀末にまで遡って確認することができたが、当時の耕作地主と1910年代のそれとの間には相違点があったことにも留意しておく必要がある。すなわち、農事改良の対象となる主たる作物の違いという点である。丁若鏞の時代には、穀作は自給部門であり、その他

の商品作物栽培が「先進的農法」と位置づけられ、その「多様な営農方法を考案することが、士大夫たちのまさに応えなければならない義務」であったとい⁽³⁸⁾う。これに対して1910年代の耕作地主層による農事改良では、前述のように稲作がその中心であった。

この違いは、「開港」を契機に対日米穀輸出が急増して、その結果米穀が朝鮮農業最大の商品作物となったことに起因していると考えられる。なお、開港後の急激な経済変動という点を勘案すれば、表-1に関して先に指摘した、「貧家」から身を起こして一定の資産形成を成し遂げたような人物は、「企業家」としての厳しい陶冶をくぐり抜けてきた者たちであったといえよう。⁽³⁹⁾19世紀耕作地主の「企業家精神」は1910年代の耕作地主のそれには及ばなかったであろう。

さてそれでは、在村耕作地主層が1910年代に農事改良や勤儉貯蓄の奨励に積極的に関わっていったのは、いかなる動機にもとづくものであったのであろうか。

まず端的に、自らの経済的利害にもとづく動機が考えられる。すなわち、自作地収入の増大を目的とした農事改良であり、また小作料収入の安定化・増大を目的とした農事改良・勤儉貯蓄の自己小作人への奨励である。「企業家精神」に富む耕作地主であるほど、こうした経済的動機は強く作用したはずである。

さらには、その時点では地域の中で上層農としての経済的地位を確保していたとしても、自然条件（病気事故も含めて）や社会経済の変動あるいは相続が契機となって、次世代には没落の憂き目に会うかも知れないというリスクを抱えた不安定な状況の下では、地域社会の農業生産力を総体として上昇させてゆくことが、結果的には自己の家族にとってリスク分散の有効な手段となるという判断があったであろう。洞里農民を対象として農事改良・勤儉貯蓄を奨励した背景にはこうした判断があったと考えられる。

他方、当時、朝鮮人新知識人を中心に展開された「実力養成運動論」もまた、彼らの行動を動機づけるひとつの要素となっていたと推察される。朝鮮人新知識人層を中核とする「実力養成運動論」者は、旧韓末の「愛国啓蒙運動」（「自強運動」）の系譜をひきながら、いわゆる「社会進化論」的世界観に基づいて、1910

年代には「産業振興」と「旧思想・旧慣習改革」を通じて朝鮮人の「実力養成」を図ることの重要性を強調している⁽⁴⁰⁾。冒頭で紹介した鄭・洪両氏の「韓末以来朝鮮人地主階級が追求してきた農業改良論」、「地主的方向からの近代化論」という指摘も、こうしたイデオロギー状況を踏まえたものであるといえる。さらに、多くの旧愛国啓蒙団体会員が1910年代には朝鮮農会に参画して勸農活動に取り組んでいたという林雄介氏の研究もまた、「実力養成運動論」的イデオロギーが在村地主のレベルにまで影響力を及ぼしていたことを示唆するものとして興味深い。先述したように、彼らの多くは勤儉を通じて「貧家」から身を起こしたという経験を有しており、それだけに「実力養成運動論」イデオロギーの「社会進化論」的世界観を共有しやすいバックグラウンドを有していたといえる。

ただし、在地耕作地主の即自的な意識は、こうした個別の利害判断や彼らをとりに多くイデオロギー状況にではなく、むしろ、地主—小作人間の家父長的温情主義⁽⁴²⁾や洞里内での「相扶相助」の精神といった伝統的な秩序意識によって規定づけられていたと思われる。言い換えれば、こうした伝統的秩序意識に基づく行動が在村耕作地主層の個別利害やイデオロギー状況と矛盾せず、むしろそれを補完する結果をもたらしていたことが、1910年代に彼らが末端農村における農事改良の推進主体として「活躍」できた重要な要因であったということが出来る。また、在村耕作地主層の行為が農村の伝統的秩序意識に背馳しなかったがゆえに、彼らの主張が小作人や洞里農民に対する影響力を容易に獲得し得たのであろう。

さらに確認すべきこととして、在村耕作地主層のこうした意識構造が、地主による温情主義的な小作人保護や伝統的な地縁組織の活用といった政策手法を通じて農事改良や勤儉貯蓄を奨励していかうとした当時の総督府の農業政策とも、結果的には一定程度の親和性をもつものであったという点を挙げておきたい。

表-4 水稻栽培「改良農法」と「在来農法」の比較

(1924・25年平均)

	「改良」(a)	「在来」(b)	a-b
反当直接費支出 (円)			
種子代	1.12	1.44	- 0.32
肥料代等	8.90	2.60	6.31
俵装材料	0.90	0.60	0.30
労力費	17.00	10.90	6.10
牛耕代金	0.92	0.20	0.72
農具償却修繕費	3.06	0.97	2.08
合計	31.90	16.55	15.35
反当収量 (石)	3.22	1.94	1.28

〈資料〉朝鮮総督府殖産局農務課「水稻在来耕作法と改良耕作法との経済比較」『朝鮮農会報』第1巻第1号, 1927年4月, 82~90頁より算出。

- 〈注〉1) 肥料代等には害虫駆除材料費を含む。
2) 原資料では労力費と牛耕代金が一括計上されているが, ここでは分離して算出した。

3. 在村耕作地主層の変質

以上述べてきたように, 1910年代を通じて在村耕作地主層は農事改良に努めていったが, いったん「改良農法」が朝鮮農村に定着しはじめるや, それ自身が持つ生産力的な特性が, 在村耕作地主層の行動様式に——彼らの当初の意図を越えたところで——変化をもたらし, ひいては彼らと小作人との関係あるいは彼らの洞里のなかでの役割を変えてゆくことになる。そこでまず, 「改良農法」の生産力的特性を整理してみたい。

表-4に示したように, 水稻の「在来農法」と「改良農法」の反あたり直接費支出額を比較すると, 前者に比べて後者は15円強, 比率にして93%も高い数値になっている。こうした支出額増加の成果として反収は1.28石・66%の伸びを示している。ただし支出額の伸びほどには反収は増大しておらず, したがって, 粳1石あたり直接費支出額は「改良農法」のほうがむしろ高いことがわかる。支出項目別に見ると, 肥料代と労力費の2項目での増加額が大きく,

両者だけで増加額の81%を占めている。

投入した肥料の種類に注目すると、堆肥は反あたり「在来農法」88貫、「改良農法」92貫とほぼ同一水準であるのに対して、金肥では後者で大豆粕と過磷酸石灰が用いられている（あわせて4.03円）点がおおきな違いとなっている。⁽⁴³⁾ただし、この数値は1920年代中葉の勸業模範場での試験に基づくものであり、10年代の農村で実際に行われていた2つの農法の間には施肥法にかんしてこれだけ大きな格差があったとは考えにくい。なぜならば、統計上では大豆粕と過磷酸石灰の消費量は、1924・25年平均が朝鮮全体でそれぞれ10.6百万貫・1.9百万貫であったのにたいして、1916年には0.4百万貫・0.1百万貫と、ほとんど無視しうるような水準にとどまっていたからである。⁽⁴⁴⁾前述のように、1910年代を通じて総督府は、金肥の導入に対しては否定的な態度をとっていた。消極的な⁽⁴⁵⁾ながらも金肥導入容認に踏み切ったのは1918年のことであった。

したがって、1910年代における水稲「改良農法」は、「優良」品種導入と労働多投との結合がその核心であったということが出来る。第1節で指摘したように、総督府による勤儉の強調は、「改良農法」のこうした生産力的特性にも由来していたということが出来る。

ここで、小作料率5割の小作経営を想定し、表-4の数値を適用して反あたり稲作所得（労賃収入相当額）を算出すると、⁽⁴⁶⁾「在来農法」11.2円にたいして「改良農法」は14.5円となる。しかし労働投下時間1時間あたりの所得を算出すると、「在来農法」が10.4銭であるのに対して、「改良農法」では8.8銭にとどまる。「改良農法」での労働集約化の進行は、結果として労働の限界生産性を低めていたことがわかる。

綿製品をはじめとする日本国内製工業製品の大量移入の影響を受けて、在来の農村手工業が縮小し、その結果として農村における農外就業機会が縮小するという当時の状況の下では、農民は限界労働生産性をある程度犠牲にしても自家労賃収入の総額の極大化を目指したと考えられる。この限りでは、総督府や在村耕作地主が提示した「改良農法」を農民が受容する経済的根拠があったと⁽⁴⁷⁾いうことが出来る。

なお、第一次大戦の影響を受けて、10年代後半には米穀価格が急騰した。1915年の粳100斤あたり2.85円を底値にして、ピーク時の1919年にはその4倍弱の11.09円を記録している⁽⁴⁸⁾。これは、「改良農法」導入にともなう限界労働生産性の低下を糊塗するのに充分なだけの価格上昇であったといえる。この時期には、かなり下層の農家でも米穀価格騰貴の恩恵を蒙ったと思われる（もちろん、販売可能な米穀を生産しえない最下層農民にとっては、米価高騰はむしろ経済的損失となった）。

ところで、同じ時期に、「改良農法」は大きな技術的限界に直面しつつあった。「優良」品種と在来品種の反収格差が1910年代を通じて徐々に縮小していつているのである。たとえば、1915年にその値は0.45石であったものが、1920年には0.31石となっている⁽⁴⁹⁾。これは、在来品種の平均反収がほぼ一定の水準を保っていたのに対して、「優良」品種のそれが徐々に低下していったためである。「優良」品種反収の低下は、ひとつは種子の混交や劣化によるものであり、もうひとつは土地条件の不適合な耕地への耕作普及にともなうものであった。1918年の「米騒動」に象徴される日本国内での食糧問題の顕在化という状況が直接的な契機となって、これら2条件の克服が政策的に図られていくことになる。

前者の条件を克服するために、総督府は、「優良」品種の種子更新事業を開始する。1917年に当該事業は着手されるが、予定の成果はあがらなかった。22年に面採取畚設置の予算措置が取られることではじめて系統的な種子更新事業が可能となり、以後、事業が本格化していった。後者に対しては、水利事業をはじめとする土地改良事業の推進と金肥使用の奨励が政策的に実施されていった。土地改良事業は1920年に開始された「産米増殖計画」の中核的事業として位置づけられた。金肥に関しては、1919～25年間の「消極的奨励時代」を経て、1926年以降「積極的奨励時代」を迎える⁽⁵⁰⁾。1926年からの「産米増殖更新計画」では、土地改良事業の予算規模が拡充されるとともに、肥料購入のための低利資金制度が導入されている。

以上のように、1920年代には、「改良農法」の生産力を引き上げるために肥料

購入や土地改良に多額の資金が投入されてゆく。基本的には「優良」品種に労働多投を結合させただけの1910年代の「改良農法」と比べて、質的な転換を遂げていったということができる。その際に重要な点は、土地改良はいうまでもなく、肥料購入のための投資も、主として地主層によって担われていたということである。⁽⁵¹⁾地主はこれらの資金を小作料収入から回収することになる。したがって地主層にとっては、いかに投資額に見合った小作料増収を確保するか、しかもいかに資金回収の確実性を向上させるか、ということが重要な経営課題となる。これら2つの課題を達成するために、地主はこれまで以上に個々の小作人の経営状態を掌握し、監督する度合いを強めて行かざるをえなくなる。その結果、「勤儉」度や「信用」度の低い農民とりわけ零細農民が小作人から排除されやすい傾向が生まれたと考えられる。しかも粳価格が、1924～26年間の短い反騰期を除けば1920年代を通じて100斤あたる7～8円台の水準にとどまり、その後の昭和恐慌期の低迷期に連なるといふ動きを示す中で、⁽⁵²⁾この傾向はより深刻さの度合いをましていったといえる。

ことここに至るや、1910年代には随所で見出すことのできた地主—小作人間の温情主義的な関係はもはや存続しえず、零細小作農の意向に反してまでも地主は自己の地主経営の「合理化」方針(=零細小作農切り捨て)を貫こうとするようになる。1910年代にすでに小作人の組織化を図っていた比較的所有規模の大きな地主(たとえば表-2の#5・10・11・12)のなかには、1920年代には小作人との温情主義的関係を清算して「小作制農場」の設立をめざす、いわゆる「新興地主」への転身を試みる人物が現れたと考えられる。

先に紹介した李基升(表-2, #5)による1918年の小作米品評会において「受持舎音の面目に関し小作権にも関係を及ぼすの虞ある……」⁽⁵³⁾という指摘がなされている。小作米品評会が地主—小作人間の温情主義的関係の確認の場としてではなく、おそらくは李基升の思惑を越えたところで、両者の対立を顕在化させる場として機能する可能性をはらんでいたことを示す事例として興味深い。1920年代以降の状況を先取りの示しているということができる。

金禎泰(表-2, #10)の場合、1915年に発足した前述「金家小作人組合」が

1932年時点でも存続していたことが確認できる。32年の組合総会では長期継続小作人の表彰が行われており、表彰者数は、30年以上継続者が52名、同じく20年以上が81名であった。⁽⁵⁴⁾ あわせて133名は組合発足時からの小作人であったことになるが、この数値は発足時の小作人数586名の23%を占めるにとどまる。この報告記事は、金禎泰による地主経営の温情主義的な側面を告知する意図で書かれたと思われる。しかし、一部の「優良」小作人のみが地主経営にとっての中核的な小作人として選別されていたこと、そしてそれら小作人と地主との間にのみ温情主義的な関係が成立していたというのがその実態であったこと、を、その報告者の意に反して、強く示唆している。

他方、小規模な在村耕作地主の場合は、日常生活において洞里内の人間諸関係に依存する度合いが一層強かったと考えられる。したがって、洞里の伝統的秩序意識に抵触してまでも自己の地主経営の「合理化」を図ることは、その分だけ、より困難なことであったと思われる。しかし、昭和恐慌期の米価低落にともなって彼らの経済基盤が一層脆弱化することによって、1930年代には彼らと零細小作農との間の対立は抜き差しならないものとなってゆく。⁽⁵⁵⁾

なお、1920年代後半以降、総督府は地主—小作関係への政策的な介入を強化してゆく。その手法は法制度整備によって農地賃貸借契約を小作側に有利な方向に誘導しようというものであった。⁽⁵⁶⁾ 総督府は、他方では地主—小作人間の温情主義の重要性を強調し続けてはいた。しかし、それだけで農村社会の安定が保持されうるという認識を、総督府自身がすでに放擲してしまっていたのである。

以上、「改良農法」の生産力的特性に起因する地主—小作関係の変化を後づけてきた。この他にも、1910年代以降の総督府行政の変化が、結果的に農事改良政策における在村耕作地主層の役割を相対的に低下させていった点をつけ加えておきたい。

そのひとつは、行政レベルでの農事改良機関の充実である。種子更新事業のために1922年には郡採取番→面採取番という行政的系統が確立されたことはさきに述べたとおりである。加えて、総督府の農業技術員は、1915年に国費支

弁 70 名・地方費支弁 670 名であったのが、20 年にはそれぞれ 106 名・1,037 名に、さらに 25 年には 151 名・1,305 名へと、10 年間にほぼ 2 倍に拡充されて⁽⁵⁷⁾いる。その分だけ総督府は、1920 年代以降の農事改良政策において在村耕作地主への依存度を低め、逆に農民をより直接的に掌握しうるシステムを作り上げていったといえることができる。

そしてもうひとつは、洞里に対する政策の変化である。1910 年代に総督府は、地縁的まとまりとしての洞里に注目して、洞契などの設置を奨励したことは前に述べた。しかし他方では、面財政拡充のために「部落有財産整理に関する件」(1913 年)を交付して、洞里有財産の面への吸収を図っている⁽⁵⁸⁾。1914 年には洞里有財産収入 91 千円に比較して面有財産収入は 14 千円とわずか 15% 程度の水準にとどまったのに対して、21 年には前者は約 102 千円でほとんど増加していない(物価上昇を勘案すれば実質減少)のとは対照的に後者は 298 千円と 20 倍以上の伸びを見せ、前者に対しても 3 倍近い水準を確保するに至っている⁽⁵⁹⁾。また、『朝鮮総督府施政年報』の 1917 年度版までの誌上には「地方改良」の項目がもうけられ、そこでは「貯蓄又ハ副業ヲ目的トスル契及組合状況」が掲載されていたのに対して、それ以降の誌上には当該記事は見いだせない。おそらくは、「面制」施行(1917 年)や金融組合制度改正(1918 年)にともなって、総督府のそれら洞里団体への対応が消極化したためであろう。洞里の自治的機能が行政団体あるいは金融組合や農会といった半官製団体に吸収されてゆくもの⁽⁶⁰⁾もあって、在村耕作地主の独自の活動領域は狭められていったと推察される。

結びにかえて

朝鮮総督府による 1910 年代の農事改良政策は、米穀「優良」品種の普及などで一定の「成果」を挙げた。本稿では、その要因として、

- ①総督府の農事改良政策に対応して、在村耕作地主層が自ら「改良農法」を積極的に採用した、
- ②在村耕作地主層は、地主一小作人間の温情主義的關係あるいは洞里などの地縁的關係など、農村の伝統的秩序を媒介として「改良農法」を普及させていっ

た、

③総督府の政策手法は、日本国内での「明治農政」にならって、農村でのこうした伝統的関係を重視するものであった、

④労働集約化を主とする「改良農法」は、自家労賃収入を増加させるという点で、当時の農民経営にとって一定の合理性を有した、
といった点に注目した。

こうしてみると、1910年代の農事改良に関して総督府と在村耕作地主の間には利害の完全な一致があったように見受けられる。しかしそれはあくまで、結果論としていえることであって、両者は潜在的な対立関係を抱えていたことが確認されるべきである。

ひとつには、両者の利害の外見上の一致が、1910年代の農事改良政策が財政的制約の下で「指導」や「奨励」といった消極的な政策手法しか採用できなかったことがかえって在村耕作地主の参与を可能にした、という逆説の上に成り立っていたという点である。積極的な農業政策のために財政出動が行われれば、財源確保のための租税徴収あるいは受益者負担の増額となって跳ね返り、それは地主層の個別利害との対立を惹起することになりかねなかったのである。⁽⁶¹⁾ 視点を変えれば、当時の日本側の対朝鮮農産物需要が総督府の消極的な農事改良政策によってもたらされる増産で充足しうる程度のものであったことが、総督府と在村耕作地主層の利害の一致をかりうじて保っていたということが出来る。

もうひとつは、「実力養成運動論」者の戦略に関わる論点である。上記逆説を成り立たせたもうひとつの要因が当時の在村耕作地主層のなかにあった農事改良志向であり、その志向性は「実力養成運動論」イデオログからの影響によるところが大きかった。「実力養成運動論」は、外見上、総督府の政策イデオロギーと親和性を有したといえる。しかしそれは、「実力養成運動論」者の基本戦略であった「先実力養成・後独立」の文脈において、当時は、まずは「先実力養成」が強調されていた限りにおいてであった。やがて、「独立」戦略が課題となれば、⁽⁶²⁾ 植民地支配体制との対立が表面化してゆくことになる。

以上の2つの論点から見て、1910年代末に起こった米騒動(1918年)と3・1独立運動(1919年)という2つの事件は、転換点として決定的な意味を持ったとすることができる。すなわち、まず、米騒動という形で顕在化した日本の食糧問題の解決のために、総督府は農事改良政策を積極化させざるをえなくなる。ついで、朝鮮全土に広がった3・1独立運動においては、在村地主層が「地方有志」として農民の動員に中心的な役割を果たし、⁽⁶³⁾ 彼らの独立志向の堅固さが明白となった。

1920年に開始された「産米増殖計画」は、日本国内の食糧問題と朝鮮内の支配秩序動揺という2つの難問を同時に解決することを目指した、総督府にとっては1920年代の最も重要な経済政策であった。さらに、いわゆる「文化政治」が高唱され、「実力養成運動論」者の体制内化が試みられてゆく。しかし、総督府の意に反して、「計画」をはじめとする経済政策への積極的な財政支出や「文化政治」下での学校拡充などは、税負担や受益者負担をめぐって、農村地域でのその主たる負担者たる在村地主と総督府との間の利害の対立を誘発していったと思われる。

もちろん、在村地主は、小作料収取の強化といった手段を用いて、それらの負担増を農民層へと転嫁することも可能ではあった。しかし、彼らが、温情主義的な対小作人関係といった地域社会内における伝統的役割期待を放棄して自己の経済的利益のみを追求すれば、地域農民からの激しい反発に逢着することになる。そうした農村秩序の動揺は、支配秩序の安定を求める総督府の意向ともやがて相反することになる。実際に総督府は、1920年代以降地主による恣意的な小作料収取に対しては政策的に制肘を加えようとする。

かくて、1910年代の植民地権力—(在村耕作)地主—農民三者間の、いわば同床異夢的な協調関係の時代には終止符が打たれ、1920年代以降には、三者間での対立と牽制とが展開されてゆくことになる。なお、この見通しは、1920年代中葉に「朝鮮総督府と朝鮮人地主との政治的連合」が成立したとする、冒頭で言及した従来の通説とは相容れないものとなる。その実証的分析は今後の課題としたい。

註

- (1) 以下の論点は、堀和生「日本帝国主義の朝鮮における農業政策—1920年代植民地地主制の形成—」『日本史研究』第171号、1976年11月、大和和明「1920年代前半期の朝鮮農民運動—全羅南道順天郡の事例を中心に—」『歴史学研究』第502号、1982年3月、河合和男『朝鮮における産米増殖計画』未来社、1986年、を参照した。
- (2) 以上、鄭然泰「1910년대 일제의 農業政策 과 植民地地主制— 이른바 「米作改良政策」 중심 으로 —」『韓国史論』第20号、1988年11月、441~442頁より引用。
- (3) 洪性讚『韓国近代農村社会 의 變動 과 地主層—20세기前半期全南和順郡同福面 일대의 事例』知識産業社、1992年、56頁より引用
- (4) 朝鮮總督府『官報』第1525号、1917年9月3日版および同第1548号、1917年10月2日版参照。
- (5) 文定昌『朝鮮農村団体史』日本評論社、1942年、66頁参照。
- (6) 「地主会ノ現況及将来其ノ活動ヲ促進スル為執ルヘキ方法ニ関スル意見」朝鮮總督府『農業技術官会同諮問事項答申書』1918年、81~103頁参照。
- (7) 鄭然泰前掲論文 428・429頁参照。
- (8) 拙著『植民地期朝鮮の水利組合事業』未来社、1991年、52~56頁参照。
- (9) 朝鮮總督府殖産局『朝鮮農務提要』1921年、附録「農業技術官会同訓示指示協議協定事項」7, 8, 24, 25, 31, 37頁参照。
- (10) 加藤木保次『朝鮮ニ於ケル稻ノ優良品種分布普及ノ状況』1924年、32頁参照。
- (11) 「水稻優良品種普及の方法」『朝鮮彙報』1916年12月号、74~77頁参照。
- (12) この点、宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党(一)—農村諸利益の噴出と政党の対応—」『国家学会雑誌』第93巻第7・8号、1980年7月、第1章第1節参照。
- (13) 「米作奨励ニ付道長官及勸業模範場長ニ対スル訓示(明治45年3月12日)」朝鮮總督府『朝鮮統治三年間成績』1914年付録59~60頁より引用。
- (14) 「自作農保護ニ関スル件(1912年11月)」朝鮮總督府殖産局『朝鮮農務提要』1921年、1頁より引用。
- (15) 박찬승『한국근대정차상사며구—역사비평사민족주의우과의실양성운동론—』、1992年、129・130頁によると、1910年代に總督府は、農事改良など「産業開發」への地方民の参与を誘導するための政策手法として、「矯風会」の設置を通じた勤儉貯蓄などの「民風の改善」奨励を重要視していた。
- (16) これら「篤行家」が「地主、資産家、富農」により構成されていることは、すでにイ・ハナ氏が指摘している(이하나『1910~32年日帝의朝鮮農村再編 과 '模範部落』延世大学碩士論文、1994年)、24~27頁参照。
- (17) 小原新三「忠清南道管内優良里の数例」『朝鮮彙報』1915年8月号、59頁より引

用。

- (18) この点に関しては、大和和明「植民地期朝鮮地方行政に関する一試論一面制の確立過程を中心に一」『歴史評論』第458号、1988年6月、49頁に同様の指摘がある。
- (19) 忠清南道「瑞山郡地主李基奭の小作米品評会」『朝鮮彙報』1918年6月号、141頁参照。
- (20) 以上、#10・11については表-2と同資料による。
- (21) 咸鏡北道「咸北の洞契」『朝鮮彙報』1917年8月号、50頁より引用。なお、産業組合や報徳社を評価している点で、ここにも日本の明治農政の影響が窺える。
- (22) 以上、忠清南道『伸び行く農村』1933年、1頁および『朝鮮農会報』第10巻第5号、1915年5月、52頁、同第9巻第10号、1914年10月、64～65頁、同第13巻第6号、1918年6月、74～76頁を参照。なお、矯風会については、イ・ハナ前掲論文でも言及されている(20・21頁)。ただし、氏の矯風会設置をメルクマールとする「官製自治体制の成立」(21頁)という評価は、当時の行政の浸透力を過大評価したものであると考える。
- (23) 「京畿道農事奨励会設置ニ関スル状況」『朝鮮総督府月報』第2巻第8号、1912年8月、102頁より引用。同会における京畿道長官の訓示の一部である。
- (24) 前掲「地主会ノ現況及将来其ノ活動ヲ促進スル為執ルヘキ方法ニ関スル意見」参照。
- (25) 表-2と同資料による。
- (26) 前掲「瑞山郡地主李基奭の小作米品評会」137頁より引用。
- (27) 朝鮮総督府『農業統計表』1939年版、7頁より引用。
- (28) 梶村秀樹「1910年代朝鮮の経済循環と小農経営」中村哲ほか『朝鮮近代の経済構造』日本評論社、1990年、223頁より引用。なお、梶村が「純地主」に分類した3農家(同論文237頁参照)も自作地を有していることからここでは耕作地主として扱った。
- (29) 加藤木保次前掲書、32頁参照。
- (30) 以上、鄭然泰前掲論文、447頁より引用。
- (31) 鄭然泰前掲論文446頁および朝鮮総督府農林局『朝鮮ニ於ケル小作ニ関スル参考事項摘要』1934年、2～20、49～61頁より算出。
- (32) 張矢遠『日帝下大地主의 存在形態 에 関 한 研究』ソウル大学博士論文、1989年、95、97～98頁参照。
- (33) 以下、李栄薫『朝鮮後期社会経済史』한길사、1988年、344～367頁を参照。
- (34) 以下、李世永「18・19世紀両班土豪의 地主経営」『韓国文化』第6号、1985年、115頁参照。
- (35) 以上、安秉直(須川英徳訳)「茶山の農業経営論」『駿台史学』第80号、1990年

- 10月, 12頁より引用。
- (36) 同上論文, 12~13頁, 22~24頁参照。
- (37) 李世永前掲論文, 79頁より引用。
- (38) 安秉直前掲論文, 24頁参照。
- (39) 表-2の人物の中にも「将来学者として身を立てむとせしも中年に及び世運の変遷に鑑る所あり, 商業界に身を投じて米穀仲買に従事」して資産家となった#11や, 父の代に食塩売買と製塩業で財をなした#5の例など「企業家」の事例が散見できる(表-2と同資料による)。
- (40) 박찬승 前掲書, 第2章参照。
- (41) 林雄介「爱国啓蒙運動の農業重視論について—西友学会・西北学会の実業論を中心に—」『朝鮮史研究会論文集』第29号, 1991年10月, 193~194頁参照。
- (42) 堀和生前掲論文では, 「在来の地主小作間の情義関係」(29頁)という表現でこの点に言及している。なお, 表-2に示した#5の「小作人契」や#10の「小作人組合」では, 地主の寄付によって基金が作られ小作人の農事改良資金や弔慰金の原資として利用されている。この時期の温情主義的な小作人保護策の一端をよく示している(小原新三「管内二三篤行者の事績概要」『朝鮮彙報』1915年10月号, 68, 73~74頁参照)。
- (43) 朝鮮総督府殖産局農務課「水稻在来耕作法と改良耕作法との経済比較」『朝鮮農会報』第1巻第1号, 1927年4月, 88, 90頁参照。ただしこの数値は「本田」のみの投入量である。
- (44) 朝鮮総督府『農業統計表』1939年版, 108~109頁より算出。
- (45) 以上, 拙者前掲『植民地期朝鮮の水利組合事業』, 58頁参照。
- (46) 算出方法は, 粃収入×50%+藁収入-労力費以外の直接費。
- (47) ただし, 「改良農法」は「在来農法」よりも労働ピークがはげしく(鄭然泰前掲論文, 475~476頁参照), 投下労働の増加分をすべて自家労働力で賄うことは困難であり雇用労働力への依存度がその分高まったと思われる。したがって, 「改良農法」導入に伴う投下労働機会の増大がすべて自家労賃収入の増大に結び付いたとはいえない。
- (48) 小早川九郎『朝鮮農業発達史』資料篇, 友邦協会, 1960年, 121頁参照。
- (49) 加藤木保次前掲書, 37頁参照。
- (50) 三井栄長「朝鮮に於ける肥料奨励の変遷並将来の方針」『朝鮮農会報』第1巻第8号, 1927年8月参照。
- (51) この点, 堀和生前掲論文, 12~13頁を参照。
- (52) 数値の出所は註48に同じ。
- (53) 前掲「瑞山郡地主李基奭の小作米品評会」138頁より引用。
- (54) 以上『朝鮮農会報』第6巻第6号, 1932年6月, 112頁参照。

- (55) これまでの研究では、李朝末期に成長したいわゆる「庶民地主」が1920年代以降に「新興地主」として立ち現れるという系譜論的な継承性が暗黙の裡に認められてきたといえる。ここでは、温情主義的地主—小作関係あるいは洞里などの地縁的關係といった農村の伝統的秩序の枠内で農事改良を推進するのか、あるいはそれをあえて否定することで自己の小作地経営の「合理化」を図るのか、という点で両者が有する機能に断絶があったことに注目している。
- (56) この点、拙稿「植民地期朝鮮の農業政策と村落」『朝鮮史研究会論文集』第29号、1991年10月、104～108頁、および朴ソプ「植民地朝鮮における小作関係政策の展開—『朝鮮農地令』を中心として—」『日本史研究』第353号、1992年1月、44～46、54～59頁、を参照。
- (57) 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』各年度版を参照。なお、1915年の地方費分には臨時恩賜金授産費支弁の技術者も含まれる。
- (58) この点、大和和明前掲「植民地期朝鮮地方行政に関する一討論」、45～46頁参照。
- (59) 以上、朝鮮総督府『官報』第327号、1923年1月17日版、を参照。
- (60) 総督府は20年代末から洞里レベルの組織化に再び注目するようになる（青野正明「植民地期朝鮮における農村再編成政策の位置付け—農村振興運動期を中心に—」『朝鮮学報』第136号、1990年7月および朴ソプ『1930年代朝鮮における農業と農村社会』未来社、1995年、第4章を参照）。その際に、在村耕作地主が政策的にどのように位置付けられ、実際にいかなる役割をはたしたのかについては、別途検討する必要がある。
- (61) たとえば、1916年に出された通牒においては「該会（地主会：引用者）ヲシテ其ノ会員ヨリ多額ノ費用ヲ徴収シ之ヲ以テ官庁ノ施設スヘキカ如キ事業ノ経営ヲ為サシムルハ妥当ナラサルノミナラス延イテ弊害ヲ醸スノ虞ナキニアラサル……」（前掲『朝鮮農務提要』1921年、3頁より引用）という指摘がなされている。
- (62) ただし、「実力養成運動論」における「先実力養成・後独立」戦略は、いかなる指標でもって「実力養成」の進捗度を測るのか、さらには、何を契機として「実力養成」戦略から「独立」戦略への転換を見極めるのか、という解決困難な問題を自ら抱え込んでいた。逆に、「実力養成運動論」イデオロギーが朝鮮人社会の中で一定の影響力を有している限りにおいて、「朝鮮農民は依然として怠惰・浪費家であり、一層の勤儉が必要である」という総督府により発せられる恣意的な言説は、植民地権力の正当性を調達するイデオロギーとして機能し続けることになる。
- (63) この点、Kim, Yong-Jick. 1992. "Formation of A Modern State and National Social Movement in Modern Korea : March First Movement (1919) in Comparative Historical Perspective." Ph. D. Diss. of The University of North Carolina at Chapel Hill, pp. 174-177. を参照。ただし、独立運動としての3・1運動への「地方

有志」の積極的参与は、「実力養成運動論」者が1910年代に唱えてきた「先実力養成・後独立」戦略（すなわち、すでに「実力養成」が達成されたから、今や運動課題を独立運動へと一段階進めることが可能となったという判断）に従ったものではなく、むしろ、「実力養成運動論」者たちの思惑を越えたところで自然発生的に出来たものであったといえる。1920年代には、「実力養成運動論」者たちは、前述註62の戦略上のアポリアを再び抱え込むことになる。